

国立大学法人京都大学教職員給与規程及び国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員給与規程</b> (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 俸給の支給日は、毎月17日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日に当たるときは翌日を支給日とする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程</b> (平成26年達示第56号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(支給日及び支給方法)</p> <p>第6条 職務給は、その額を12で除して得た額を毎月17日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日に当たるときは翌日を支給日とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 俸給の支給日は、毎月17日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日<u>(夏季一斉休業日を除く。)</u>に当たるときは翌日を支給日とする。</p> <p style="text-align: center;">(支給日及び支給方法)</p> <p>第6条 職務給は、その額を12で除して得た額を毎月17日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日<u>(夏季一斉休業日を除く。)</u>に当たるときは翌日を支給日とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成28年6月28日から施行する。</p>